

市町村数	人口 1 万人以上			
	市町村数	専任	兼任	未設置
90	40	28	25	3
	人口 1 万人以下			
	市町村数	専任	兼任	未設置
	50	9	36	15

(3) 市町村の社会教育主事は、市町村吏員とし、地域に密着した活動を行っているが、反面専任者も少なく、あらゆる業務に忙殺されていたり、また他部局へ安易に配置転換が行われたりして社会教育主事としての高度の専門性を深めることが難しい実情にある。

(4) このような現状から、市町村の社会教育主事については

- ① 未設置町村の解消及び市町村人口規模別の複数設置制を積極的に推進する必要がある。
- ② 社会教育主事の計画的な養成を図るため、資格取得の講習や、関係大学による単位履習者の任用などを検討する必要がある。
- ③ 学校教職員と社会教育主事との交流による相互理解と緊密化を図る必要がある。
- ④ 社会教育主事の質的向上のため、現職教育の充実とともに身分の安定、処遇の改善を図る必要がある。
- ⑤ 社会教育主事の確保充実のために県および国においても積極的に協力する必要がある。

2 課題に対する対応策

社会教育の内容の高度化・多様化に応じて、社会教育主事の職務はますますその困難性と重要性を増している。

新しい社会の進展に即応した社会教育の質的向上に対応する有能な人材を確保するためには次の施策が必要である。

- (1) 社会教育主事の設置充実を図ること。
 - ア 設置を義務づけられている人口 1 万人以上の市町村には、すみやかに設置させること。
 - イ 設置義務を猶予されている人口 1 万人未満の町村にも、極力設置を勧奨すること。
 - ウ これらに要する財源保障のため、地方交付税の拡充強化等について検討するとともに過疎町村への県費助成を講ずること。
- (2) 派遣社会教育主事の設置促進を図ること。
 - ア 福島県教育委員会告示「社会教育主事の市町村派遣に関する要綱」による社会教育主事の市町村教育委員会への派遣を促進すること。
 - イ 福島大学に社会教育主事養成課程並びに研究室を新設し、社会教育主事養成のための措置を講ずる必要があること。
 - ウ 社会教育主事資格取得のための通信教育制度の拡充を図ること。

3 施策実施上の留意点

- (1) 社会教育行政基盤の整備充実計画に基づく市町村独自の社会教育主事の充実を促進すること。
 - ア 社会教育主事資格付与講習へ計画的に派遣すること。
 - イ 県教育委員会主催の市町村社会教育主事等研修会の拡充強化を図り、単位取得制度を採用し、処遇改善に位置づけること。
- (2) 市町村の自主的な社会教育振興のため、市町村の社会教育主事と派遣社会教育主事との職務分担を明確にするとともに、相互協力し社会教育行政の深化に資するよう配慮すること。
- (3) 社会教育主事の専門性を確立し、人事処遇上適切な方途を講ずること。

〈参考〉社会教育主事の優遇処置

- 1 大越町 課長補佐相当職とする。
- 2 石川町 発令と同時に 1 号俵アップする。
- 3 福島市 主任または主査を兼務発令し 1 号俵アップする。

2 章 公民館職員の充実について

1 現状と課題

- (1) 公民館は、地域住民の集まる場、学ぶ場、つなぐ場であり、市町村における社会教育活動の中心拠点である。最近とみに公民館を利用する住民の学習要求が多様化・高度化する傾向に伴い、公民館に対する期待はますます大きくなっている。また公民館という教育機関がそれぞれの設置目的を達成するためには、物的条件を整えるとともに人的条件を整える必要がある。とりわけ、専門的な知識・技術をもつ専門的職員としての館長、及び主事の企画者、実施者、更には相談、あっせん等の役割りに対する期待がますます高まっている。
- (2) 公民館は関係者の努力により、年々立派な建物が建設されつつあるが、一方公民館職員の設置状況は、極めて不十分である。

専任公民館長の設置率は 39.7% (87 名)、副館長は 16.4% (36 名)、また専任公民館の主事の設置は 231 名で最低基準からみると 26.3% で極めて低く、一館平均 1.05 人にすぎない。

これを方別別にみると次のとおりで、格差も大きくなっている。

項目	教育事務所				
	県北	県中	県南	会津	
館長	32%	59%	41%	21%	
主事	38%	29%	33%	53%	

項目	教育事務所		
	南会津	相双	いわき
館長	16%	52%	50%
主事	15%	38%	20%

更に公民館の主事の在職年数は比較的短く、部局との交流も安易に行なわれることから、専門的な知識・技